

行田市小規模事業者緊急支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により**売上が減少**した**市内小規模事業者・個人事業主の方（フリーランスを含む）**に、事業継続を応援する支援金を支給します。

※支給対象の詳細は下記支給要件および裏面をご覧ください。

給付額

1事業者につき10万円（1回のみ・口座振込）

申請期間

令和2年6月15日（月）から **※郵送申請のみ**
令和2年9月30日（水）まで（当日消印有効）

支給要件

- ◎下記のすべてに該当する小規模事業者または個人事業主
- ・ **行田市内で令和2年5月1日時点**で事業を行っている（市内在住でも市外で事業を行っている場合は対象外です）
 - ・ 今後も**事業の継続を目指している**
 - ・ 令和2年2月～8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が**前年同月比で5%以上減少**している
または前年同月の比較ができない場合は、令和2年1月～同年8月の間、**連続する任意の2カ月間**を比較し、売上金額が**5%以上減少**している
 - ・ 昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めている

①申請書と裏面の必要書類を揃え、**郵送**にて申請

※感染拡大防止の観点から、**窓口での申請受付は行いません**



②書類の内容を確認し、**不備があった場合にのみ**ご連絡します



③20日前後で口座に給付金が振り込まれます

※書類の不備等があった場合は振り込みが遅れる場合がございます

申請から支給までの流れ

【宛先・問い合わせ】

〒361-8601

行田市本丸2-5 行田市役所商工観光課
小規模事業者緊急支援担当

TEL 048-556-1111（内線383、375）

添付書類などの詳細は
裏面をご覧ください👉

支給対象 の詳細

<小規模事業者の条件（中小企業基本法による）>

業種	常時使用する従業員の数
・卸売業 ・小売業（小売店・飲食店） ・サービス業（生活関連サービス・教育・医療・福祉等）	5人以下
・その他（製造・運輸・建設等）	20人以下

※「常時使用する従業員の数」にパート・アルバイト、会社役員は含まれません。

主な対象に ならない者

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
- ・暴力団等に関する事業者
- ・本事業の目的、趣旨から対象とされないもの（会社員による副業等）

必要書類

	必要書類 (申請書兼請求書以外、全て写し可)	法人	個人
1	申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
2	直近の事業年分の確定申告書第一表控え (税務署の收受印のあるもの)	○	
3	令和元年分の確定申告書B（第一表） または市県民税申告書 (税務署の收受印のあるもの)		○
4	法人事業概況説明書（両面）	○	
5	売上が減少したことを証明する帳簿等（申請書兼 請求書内の(A)と(B)の売上高が確認できるもの）	○	○
6	申請者名義の口座の通帳（通帳を開き、口座番号 と口座名義の記載されたページ） またはキャッシュカードの写し	○	○
7	市内で事業を営んでいることが分かるもの (開業届、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等)		○

申請書は市ホームページからダウンロードできます

その他配布場所

行田市役所

南河原支所

行田商工会議所

南河原商工会

その他ご不明な点はホームページ
のQ&Aをご覧ください。

〒361-8601

行田市本丸2-5

行田市役所商工観光課

小規模事業者緊急支援担当 行

切り取りして、封筒に貼ってお使いください